　　　　　　　　　　　　平成２８年第１回柳津町議会定例会会議録

　　　　　　　　　　　　第９日　平成２８年３月９日（水曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

　　１番　田　﨑　信　二　　　６番　鈴　木　吉　信　　　９番　磯　部　　雄

　　２番　齋　藤　正　志　　　７番　荒　明　正　一　　１０番　小　林　　　功

　　３番　菊　地　　　正　　　８番　伊　藤　　　毅　　１１番　伊　藤　昭　一

　　５番　横　田　善　郎

２．欠席議員は次のとおりである。

　　な　し

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町長 | 井　関　庄　一 |  | 地域振興課長 | 金　子　佳　弘 |
| 副町長 | 郡　司　博　道 |  | 教育委員長 | 新井田　順　一 |
| 総務課長 | 矢　部　良　一 |  | 教育長 | 目　黒　健一郎 |
| 出納室長 | 角　田　　　弘 |  | 教育課長 | 横　田　勝　則 |
| 町民課長 | 鈴　木　春　継 |  | 公民館長 | 鈴　木　晴　美 |
| 建設課長 | 天　野　　　高 |  |  |  |

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 議会事務局長 | 鈴　木　一　義 |  | 主任主査 | 田　﨑　好　章 |

５．会議事件は次のとおりである。

　　日程第 １ 　　報告第 １ 号　予算特別委員会付託案件審査結果報告

　　日程第 ２ 　　報告第 １ 号　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

　　日程第 ３ 　　報告第 １ 号　産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

　　日程第 ４ 　　議案第 １ 号　専決処分の承認を求めることについて

　　日程第 ５ 　　議案第 ２ 号　柳津町行政不服審査会条例の制定について

　　日程第 ６ 　　議案第 ３ 号　柳津町行政不服審査法関係手数料条例の制定について

　　日程第 ７ 　　議案第 ４ 号　柳津町子ども・子育て基金条例の制定について

　　日程第 ８ 　　議案第 ５ 号　柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の制定について

　　日程第 ９ 　　議案第 ６ 号　柳津町行政手続条例の一部を改正する条例について

　　日程第１０　　議案第 ７ 号　柳津町情報公開条例の一部を改正する条例について

　　日程第１１　　議案第 ８ 号　柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

　　日程第１２　　議案第 ９ 号　柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正す

　　　　　　　　　　　　　　　　る条例について

　　日程第１３　　議案第１０号　柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正

　　　　　　　　　　　　　　　　する条例について

　　日程第１４　　議案第１１号　柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を

　　　　　　　　　　　　　　　　改正する条例について

　　日程第１５　　議案第１２号　柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する

　　　　　　　　　　　　　　　　条例の一部を改正する条例について

　　日程第１６　　議案第１３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

　　　　　　　　　　　　　　　　例の一部を改正する条例について

　　日程第１７　　議案第１４号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に

　　　　　　　　　　　　　　　　ついて

　　日程第１８　　議案第１５号　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例

　　　　　　　　　　　　　　　　の一部を改正する条例について

　　日程第１９　　議案第１７号　柳津町文化、スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例に

　　　　　　　　　　　　　　　　ついて

　　日程第２０　　議案第１８号　柳津町税条例の一部を改正する条例について

　　日程第２１　　議案第１９号　柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に

　　　　　　　　　　　　　　　　ついて

　　日程第２２　　議案第２０号　柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

　　　　　　　　　　　　　　　　に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

　　日程第２３　　議案第２１号　柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

　　　　　　　　　　　　　　　　及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

　　　　　　　　　　　　　　　　予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

　　　　　　　　　　　　　　　　の一部を改正する条例について

　　日程第２４　　議案第２２号　柳津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

　　日程第２５　　議案第２３号　やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例につい

　　　　　　　　　　　　　　　　て

　　日程第２６　　議案第２４号　農業委員会委員の選任について

　　日程第２７　　議案第２５号　指定管理者の指定について

　　日程第２８　　議案第２６号　柳津町振興計画基本計画（平成２８年度～平成３２年度）の

　　　　　　　　　　　　　　　　策定について

　　日程第２９　　議案第２７号　柳津町過疎地域自立促進計画の策定について

　　日程第３０　　議案第２８号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

　　日程第３１　　議案第２９号　町道路線の廃止について

　　日程第３２　　議案第３０号　町道路線の認定について

　　日程第３３　　議員提出議案第１号　柳津町議会全員協議会規程の一部を改正する訓令につ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いて

　　追加日程第１　議案第５３号　工事請負契約の変更について

　　追加日程第２　議員提出議案第２号　無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　について

　　追加日程第３　議員提出議案第３号　看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　護を求める意見書の提出について

　　追加日程第４　議員提出議案第４号　給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　求める意見書の提出について

　　追加日程第５　議員提出議案第５号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の提出について

　　　　　　　　　◎開議の宣告

○議長

　　　ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

　　　本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

　　　これより議事に入ります。

　　　日程第１の前に、諸般の報告の中で本日報告としました会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

　　　２番、齋藤正志君。

○２番（登壇）

　　　おはようございます。

　　　平成28年２月、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会定例会の報告をいたします。

　　　去る２月16日より２月23日までを会期とし、組合庁舎４階講堂において定例会が開催されました。

　　　提出案件は、管理者側提出案件の条例案件２件、予算案件５件、議会側提出案件の単行案件１件、報告案件２件であります。全案件、特に異論なく原案のとおり可決されたことを報告いたします。

　　　なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますのでごらんください。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎議案の審議

○議長

　　　日程第１、報告第１号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

　　　予算特別委員会委員長の報告を求めます。

　　　予算特別委員会委員長、鈴木吉信君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

　　　おはようございます。

　　　報告第１号

　　　　　　　　　　　　予算特別委員会付託案件審査結果報告

　　　平成28年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について３月３日、４日、７日の３日間、執行部より各主管課長等・班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

　　　議案第４２号、平成２８年度柳津町一般会計予算、

　　　議案第４３号、平成２８年度柳津町土地取得事業特別会計予算、

　　　議案第４４号、平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計予算、

　　　議案第４５号、平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算、

　　　議案第４６号、平成２８年度柳津町介護保険特別会計予算、

　　　議案第４７号、平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計予算、

　　　議案第４８号、平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算、

　　　議案第４９号、平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算、

　　　議案第５０号、平成２８年度柳津町下水道事業特別会計予算、

　　　議案第５１号、平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計予算、

　　　議案第５２号、平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

　　　なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

　　　平成２８年３月９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　柳津町議会予算特別委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　鈴　木　吉　信

　　　柳津町議会議長　伊　藤　昭　一　殿

　　　以上でございます。

○議長

　　　なお、今委員長から報告のあった28年度予算意見書についてはごらんのとおりでございますので、後ほど確認をしていただきたいと思います。

　　　それでは、お諮りいたします。

　　　ただいまの予算特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議案第４２号「平成２８年度柳津町一般会計予算」、議案第４３号「平成２８年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第４４号「平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第４５号「平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第４６号「平成２８年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第４７号「平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第４８号「平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第４９号「平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第５０号「平成２８年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第５１号「平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第５２号「平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第２、報告第１号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

　　　総務文教生常任委員長の報告を求めます。

　　　総務文教常任委員長、鈴木吉信君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

　　　報告第１号

　　　　　　　　　　　　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

　　　平成28年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第２号について、平成28年３月８日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

　　　その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　　　１．陳情第２号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

　　　以上、報告します。

　　　平成２８年３月９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　柳津町議会総務文教常任委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　鈴　木　吉　信

　　　柳津町議会議長　伊　藤　昭　一　殿

　　　以上であります。

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　ただいま総務文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第３、報告第１号「産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

　　　産業厚生常任委員長の報告を求めます。

　　　産業厚生常任委員長、横田善郎君。

○産業厚生常任委員会委員長（登壇）

　　　報告第１号

　　　　　　　　　　　　産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

　　　平成28年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された陳情第１号、陳情第３号、陳情第４号について、平成28年３月８日関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

　　　その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　　　１．陳情第１号「看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

　　　２．陳情第３号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出を求める陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

　　　３．陳情第４号「景観整備事業伐採跡地の活用についての陳情」については、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって町長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決しました。

　　　以上、報告いたします。

　　　平成２８年３月９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　柳津町議会産業厚生常任委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　　横　田　善　郎

　　　柳津町議会議長　伊　藤　昭　一　殿

　　　以上です。

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　ただいま産業厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、産業厚生常任委員長の報告のとおり決定しました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第４、議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　皆さん、おはようございます。

　　　議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い改正をいたします。

　　　柳津町税条例について、国においてマイナンバーの制度を見直したことにより、一部を改正する必要が生じたため専決処分をしたものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」補足して説明いたします。

　　　２ページをお開き願いたいと思います。

　　　専決第５号　柳津町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

　　　内容といたしましては、平成27年10月５日に施行、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくものであります。マイナンバー制度に関することにあります。番号法のうち、平成28年１月１日から施行される部分で、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直すものであります。

　　　第51条第２項各号の改正規定中「同条中第２号」を「第２号」に、「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号」を「及び住所又は居所」という内容でございます。

　　　この第51号については住民税の改正となるわけであります。

　　　第139条の３第２項第１号の改正規定中「個人番号又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る内容であります。

　　　第139条については、土地保有税の改正になります。

　　　今回、平成27年12月16日決定、平成27年12月18日付総務省通知により、平成28年１月１日施行のため、専決で改正するものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第１号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第５、議案第２号「柳津町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第２号「柳津町行政不服審査会条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政不服審査法の改正に伴い、必要な条例等の整備が求められており、新たに制定するものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第２号「柳津町行政不服審査会条例の制定について」補足して説明いたします。

　　　４ページをお開きください。

　　　柳津町行政不服審査会条例を制定するものであります。これは、平成26年６月に行政不服審査法関連の改正されました行政不服法に基づきまして、平成28年４月１日から施行されることに伴い、規定に基づき町長の附属機関として設置するものであります。

　　　第１条の趣旨でありますが、この条例は行政不服審査法に基づきまして、柳津町行政不服審査会の設置、組織及び運営につきまして、必要な事項を定めることを規定しているものであります。

　　　第２条　設置でありますが、第１項では、行政不服審査法に基づいて不服申し立てがされたときに、同法第81条第２項の機関として柳津町行政不服審査会を設置するものであります。第２項では、設置された審査会については、その不服申し立てに係る調査審議が終了したときは廃止されることを規定しているものであります。

　　　第３条　組織といたしましては、審査会の委員数については５名以内とするものであります。

　　　第４条　委員についてでありますが、第１項では、委員は審査会権限に属する事項に関して公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱することを規定したものであります。第２項では、委員の解任について規定したもので、審査会が廃止されたときには解任されるという内容であります。第３項では、委員が知り得た秘密事項に関しては、在任中、解任後も漏らしてはならないという規定となっております。第４項では、在任中、政党やその他政治団体の役員となることや積極的な政治活動の規制をするものであります。

　　　第５条につきましては、審査会の会長について規定するものであります。

　　　次のページをお開きください。

　　　第６条については、会議について規定したものであります。

　　　第７条　雑則でありますが、条例で定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項について規定したものであります。

　　　第８条については、規定に違反した者に対する罰則規定であります。

　　　附則といたしまして、この条例は平成28年４月１日から施行する内容となっております。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　行政不服審査法は平成26年に設置されたわけでありますが、今まで１年半くらいが過ぎているわけですけれども、この間において不都合があったからこのような条例制定を必要とするのか、あるいは法的にもそのような制定をしなければならないというものなのかお尋ねいたします。

　　　あと、第５条、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するということになっておりますが、普通だと副会長がかわってやるということになるのが普通なんですが、こういう場合、あらかじめという誰がなるのかわからないような規約というのはわかりづらいのではないかと私は思うわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　行政不服審査関係であります。これについても平成26年６月にできた内容でありまして、今回の内容については全部が改正ということになりまして、28年４月１日からまた新たに施行されるということでの一部変更となっております。

　　　第５条の、あらかじめというような会長の任でありますが、これについては、今まで行政不服審査関係について柳津町においても今までありませんが、５名以内の委員の中で選任するということで、一応県のほうで今進めている内容を聞いてみますと、弁護士、学識経験者、それから行政関係のＯＢとなっております。不服審査関係等が出た内容において、その時点で審査会を立ち上げるという形になっておりますので、その中でのあらかじめ会長というのはそのとき選任されると認識しております。

　　　以上であります。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　それはわかりましたが、不服審査に係るような案件はどのような件が想定されますか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　行政への全般的な不服審査関係であります。柳津町にも今まで経験値等ありません。今までこういうケースがありませんので、県のほうではいろいろ保護世帯関係とかという内容で行政の不服申し立てが出ているようでありますが、これらについても今まで出ておりませんので、詳細、そういう事例等もよく見ておきたいと思っております。現在のところ出ておりませんので、どういうものということの認定からすると、県のほうで今進めている生活保護関係の切られた内容というものも含めて出ているようでありますので、これらについての内容は今後見ていきたいと考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　これとは違うんですけれども、町には行政相談委員がおられまして、そこに出てくるような案件とは全然違うということなんですか。それとは位置づけが違うということでしょうか。一般的には、区長なら区長が不服とするというようなことを感じた場合に審査会に諮るというようなことは適当でないのか適当なのか、それだけ伺っておきます。後は終わります。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　行政相談委員関係の内容とは異なるものと考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　それではお尋ねします。この不服審査委員会というのは不服申し立てがあったときに立ち上げるということで、その都度その都度町長が任命されると、その案件に基づいた内容によって審査委員会を５名以内で立ち上げるということなんでしょうか。そういった説明だったと思うんですが、この場合、町内にいない場合は外部からも町長が任命する。その場合、第１項の中で法律または行政に関して優れた識見を有する者と、なかなか大変だと思うんですが、これから出てみないとわかりませんが、外部からもそういう弁護士とか、先ほど総務課長から説明がありました、なかなか日当7,500円で受けてくれるのかなという思いもするんですが、その辺の説明をひとつお願いしたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これらの案件について、５名以内の委員をもって組織するとなっております。これについてでありますが、あらかじめ町といたしましても今後こういうふうな事案が出ないというあれはありませんので、今後考えていかなければならない。それと金額的な内容でありますが、これについてもこの金額内で何とか進めていきたい。また、今後こういうふうな不服審査関係の申し出が出る可能性も十分ありますので、これについては町としても準備を怠らないようにしていきたいと考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　外部からも当然やるということなんですか。その点ひとつお願いします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これについては、外部からも委員として入っていただくという形になろうかと思います。

　　　以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第２号「柳津町行政不服審査会条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第６、議案第３号「柳津町行政不服審査法関係手数料条例の制定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第３号「柳津町行政不服審査法関係手数料条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政不服審査法の改正に伴い必要な条例等の整備が求められており、新たに制定するものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第３号「柳津町行政不服審査法関係手数料条例の制定について」補足して説明いたします。

　　　７ページをお開き願いたいと思います。

　　　これは、全部改正される行政不服審査法の施行に伴い、同法の規定により、提出資料等の写し等の交付を受ける者から手数料を徴収するため制定するものであります。

　　　第１条の趣旨でありますが、この条例は行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料につきまして、地方自治法第227条の規定により徴収する手数料に対しての必要な事項を定めた内容であります。

　　　第２条につきましては、提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額についての規定であります。行政不服審査法第38条第１項の規定により交付を受ける者は、その交付を求めるときに別表に掲げる交付の方法に応じた手数料の額を定めたものであります。

　　　なお、手数料の額につきましては、別表によりまして、白黒で出力したものが１枚10円とし、カラーで出力したものについては30円とするものであります。

　　　第３条につきましては、提出資料の写し等の交付に係る手数料の額について規定するものであります。法の規定による交付を受ける審査請求人または参加人は、その交付を求めるときに別表に掲げる交付の方法に応じた手数料の額を定めたものであります。

　　　なお、手数料の額については、条例と同じ内容となっております。

　　　第４条は、手数料の減免について規定するものであります。これは、経済的困難により手数料を納付することが困難であると認められたときには手数料を免除する規定を定めるとともに、減免の方法について規定するものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は平成28年４月１から施行する内容となっております。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　へたに解釈されるとまずいわけでありますが、１枚10円、30円、この料金を申請時に困難な場合は減額ないし免除することができるということですね。減額、免除というのは。ということは、相当細かいことが不服審査に出てくる可能性があるという解釈にとれるわけですが、そのようなことでいいでしょうか。想定案件として考えれば、相当細かいことも出てくるんだろうというふうに考えているのかなと。これは前の段階の条例制定のほうで伺ったほうがよかったのかなとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　９ページに載っております別表の第２条、第３条の中での手数料の額等になっております。議員おただしの今回の分で、生活の関係でなかなか払えない方について、この１枚10円から30円というのがあるわけでありますが、これについて町が減免を認めるという内容については、生活保護関係の規定の保護を受けている分、これは税条例関係に出てくる内容でありますが、それと当該年度、その年度においての所得が皆無となって生活が著しく困難となったと思われる、準ずると認めたものについては減免という内容となっております。

　　　以上です。

○議長

　　　よろしいですか。（「はい」の声あり）

　　　ほかにございますか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第３号「柳津町行政不服審査法関係手数料条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第７、議案第４号「柳津町子ども・子育て基金条例の制定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第４号「柳津町子ども・子育て基金条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、子ども・子育ての施策や施設整備等の事業資金として基金へ積み立てを行うための条例の制定をするものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第４号「柳津町子ども・子育て基金条例の制定について」補足して説明いたします。

　　　11ページをお開きください。

　　　柳津町子ども・子育て基金条例であります。

　　　第１条の設置目的でありますが、次代を担う子供たちの健やかな成長を図り、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに資するため、地方自治法第241条第１項の規定に基づき柳津町子ども・子育て基金を設置するという内容となっております。

　　　第２条の積立ての内容については、基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。内容といたしましては、28年から32年までの積み立てを考えているところであります。

　　　第３条の管理であります。基金に属する現金、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないということになっております。第２項については、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

　　　第４条の繰替運用でありますが、町長は財政上必要と認めるときは、確実に繰り戻しの方法期間及び利率を定めて、基金に属する現金の歳計現金に繰り替えて運用することができるという内容となっております。

　　　第５条の運用収益の処理でございます。基金の管理及び運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものであります。

　　　　第６条　処分については、町長は、基金設置の目的を達成するために必要と認めるときは、基金の全部または一部を処分することができるという内容となっております。

　　　第７条　委任であります。この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める内容となっております。

　　　附則といたしましては、この条例は、平成28年４月１日から施行するものとなります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　まず第２条ですが、積み立てということですが、年額いかほどくらい考えておられるのか、そしてまたこの基金の総額をどのくらいと考えているのかお願いします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　積み立て関係であります。平成28年度から始めまして、年に2,000万と考えております。５カ年ということで１億の基金を創設したいという考え方を持っております。

　　　以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第４号「柳津町子ども・子育て基金条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第８、議案第５号「柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の制定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第５号「柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の制定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、地方自治法に規定する附属機関として統合中学校開校に向けた町民会議を設置するため条例の制定をするものであります。

　　　なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　教育課長。

○教育課長（登壇）

　　　議案第５号「柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の制定について」補足してご説明申し上げます。

　　　14ページをお開きください。

　　　柳津町統合中学校開校準備町民会議条例。

　　　第１条、設置の目的でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、柳津町統合中学校開校準備町民会議を置く。

　　　第２条、所掌事務です。町民会議は町長の諮問に応じ、柳津町の統合中学校開校準備に関する重要な事項について調査審議し、答申するものとする。

　　　第３条、組織です。町民会議の委員は10名以内とし、町長が委嘱する。

　　　第４条、任期。委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

　　　第５条、会長及び副会長でございますが、町民会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

　　　２　会長は会務を総理し、審議会を代表する。

　　　３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

　　　第６条、会議。町民会議は会長が招集し、会議の議長となる。

　　　２項、会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

　　　３項、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

　　　第７条、庶務でございますが、町民会議の庶務は教育課及び総務課において処理する。

　　　次のページをごらんください。

　　　第８条、この条例に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は町長が定める。

　　　　附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　町民会議の委員が10名以内という定めでありますけれども、どういった方々を中心に選任したいという考えがあればお伺いしたいと思います。

　　　それと、附則で施行は公布の日とありますが、公布の日というのは具体的にいつになりますか、お伺いします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　教育課長。

○教育課長

　　　まず、構成でございますが、各学校の代表者４名、各学校の校長４名、そのほかにつきましては総務課と協議して今後決定していきたいと思います。

　　　公布につきましては、今後、各団体と協議しまして、それから人選、決定して、大体５月ごろには公布したいと考えております。（「わかりました」の声あり）

○議長

　　　よろしいですか。

　　　10番、小林　功君にもう一度お聞きしますけれども、条例の公布の日ということですか。

○10番

　　　施行が公布の日となっておりますので、実際施行されるのはいつなのかということを、法的な部分を含めてお聞きしたいと思います。

○議長

　　　今の答弁で。

○10番

　　　それで間違いなければ。大丈夫ですか。

○議長

　　　総務課長のほうから答弁を求めます。

○総務課長

　　　附則に出ております公布の日というのは、議決された日を、きょう議決いただければきょうからということでの……（「きょう告示される……」の声あり）告示。きょう議決をした後、告示をした後になると思います。

○議長

　　　告示の日だと。（「わかりました」の声あり）

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　今小林議員が質問されましたが、委員は10名以内ということでありますが、町長が委嘱すると。内容的には先ほどあったわけですが、統合されるということはほぼ決定しているような状態でありますから、当然反対するような人は選ばないと思いますので、その辺の人選で、賛成か反対か今さら聞くのもなんですが、その辺のことは頭に置いた上でやるのかどうか。賛成か反対かと。統合されるというもとにやるんですから、それは当然賛成しないような人は選ばないというふうには思いますけれども、その点確認しておきたいと思います。

○議長

　　　教育長、答弁を求めます。

○教育長

　　　議員もご存じのとおり、学校は学校だけで成り立つものではありません。それを支える地域の方、直接的には子供たちを持つ保護者の意向とか協力というのが大変重要になってまいります。そういった意味で、今教育課長が答えましたけれども、各学校にかかわっている皆さんの代表もこの中にはぜひ入っていただいて、その中で、進め方についても審議をしていただきたいと考えておりますし、どのような学校をつくり上げていくかといったものについてもしっかりとした議論を進めて、より皆さんの意向が反映されるような、皆さんが協力していただける次の時代の子供たちを育てられる、そういういい学校をつくるということを目標にして各関係団体との調整を図っていくということを考えておりますので、その議論の中でいろいろなご意見が出るのはこれから想定されてはおると考えております。

○議長

　　　よろしいですか。

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　それは違うということであれば答弁は遠慮してもらっていいと思いますが、これまでの中で出てこなかった考え方があるんじゃないかと私は思っております。どういうことかと言いますと、通学する場合の時間については確かに長いとか短いとかいろんな話があったわけでありますが、柳津町の場合は冬の事故、冬ばかりではないんですけれども、事故に関しての、それらも想定した上で合併するということでなければならないと思うわけであります。私がなぜそういうことを言うかといいますと、そんなことを言ったら何もできないということになるのは当然でありますが、原発事故があったわけです。あれももとは絶対ないということのもとに設置された……

○議長

　　　７番、荒明議員に申し上げますが、今おただしの意見については、既に長い年月の中で十分協議されております。その結果、今回は統合中学校の開校準備町民会議の条例の制定についてを協議しているものであって、今の意見については取り下げていただいて、会議の設定についての質疑をお願いしたいと思います。

　　　よろしいですか。（「はい」の声あり）

　　　ほかにございますか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第５号「柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで暫時休議いたします。

　　　再開を11時10分といたします。（午前１０時５５分）

○議長

　　　それでは議事を再開いたします。（午前１１時１０分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　先ほど、10番、小林議員の質問に対して、教育課長の答弁に誤りがありましたので、教育課長の再答弁を許します。

　　　教育課長。

○教育課長

　　　先ほどの質問の中で、委員構成のメンバーの中で中学校４名ということでありましたが、２名に訂正させていただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、委員の構成については総務課と協議しながら進めてまいりたいと思います。

　　　以上であります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第９、議案第６号「柳津町行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第６号「柳津町行政手続条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第６号「柳津町行政手続条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　17ページをお開きください。

　　　柳津町行政手続条例の一部を次のように改正する。

　　　第19条第２項第４号中の「ことのある」を削るという内容であります。行政不服審査法の改正に伴い、規定を改めるものであります。

　　　附則といたしましては、条例は、平成28年４月１日からの施行といたします。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第６号「柳津町行政手続条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第10、議案第７号「柳津町情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第７号「柳津町情報公開条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第７号「柳津町情報公開条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　19ページをお開きください。

　　　柳津町情報公開条例の一部を次のように改正する。

　　　第13条の見出しを「（審査請求があった場合の手続き）」に改め、同上第１項中「、行政不服審査法の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「、当該不服申立て」を「、当該審査請求」に改め、「当該不服申立てに対する決定等について」を削り、同条第２項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条に次の１項を加える。

　　　３　第１項の審査請求については、行政不服審査法第９条第１項の規定は、適用しないという内容であります。

　　　行政不服審査法の改正に伴いまして、規定の整備を行うとともに、情報公開の規定に基づく処分に関する審査請求について、改正後の行政不服審査法第９条第１項の規定を適用することを規定したものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は、平成28年４月１日からの施行とする内容であります。

　　　よろしくお願いします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第７号「柳津町情報公開条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第11、議案第８号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第８号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第８号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　21ページをお開きください。

　　　柳津町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

　　　第20条の見出しを「（審査請求があった場合の手続き）」に改め、同上第１項中「、行政不服審査法の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「、当該不服申立て」を「、当該審査請求」に改め、「に当該不服申立てに対する決定」を削り、同条第２項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条に次の１項を加える。

　　　３　第１項の審査請求については、行政不服審査法第９条第１項の規定は、適用しない。

　　　行政不服審査法の改正に伴い、規定の整備を行うとともに、個人情報保護条例の規定に基づく処分に関する審査請求については、改正後の行政不服審査法第９条第１項の規定を適用しないことを規定するものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は、平成28年４月１日からの施行するものであります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第８号「柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第12、議案第９号「柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第９号「柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第９号「柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　23ページをお開きください。

　　　柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

　　　第２条第１項第１号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

　　　行政不服審査法改正に伴い、規定を定めるものであります。

　　　附則といたしまして、この条例については、平成28年４月１日から施行するものであります。

　　　よろしくお願いします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第９号「柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第13、議案第10号「柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第10号「柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、琵琶首地区集会施設の整備に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、公民館長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　公民館長。

○公民館長（登壇）

　　　25ページを開きください。

　　　議案第10号「柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明申し上げます。

　　　柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

　　　これは、琵琶首地区集会所整備に伴い、別紙に次のように加えるものであります。

　　　琵琶首地区集会所、柳津町大字琵琶首字居平地内、木造平屋建１棟124.62平方メートル。

　　　附則といたしまして、この条例は、平成28年４月１日より施行いたします。

　　　以上でございます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第10号「柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第14、議案第11号「柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第11号「柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第11号「柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　27ページをお開きください。

　　　柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

　　　第５条第２項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。行政不服審査法改正に伴い字句の改正をするものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は、平成28年４月１日から施行するものであります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第11号「柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第15、議案第12号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第12号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、柳津町議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第12号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　29ページをお開きください。

　　　柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。県人事委員会の勧告に基づきまして、町議会議員の期末手当の率を、６月期については第５条第２項中の「147.5」を「150」に、12月期については第５条第２項中の「157.5」を「160」に改めるものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は、平成28年４月１日からの施行とするものであります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第12号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第16、議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会に農地利用最適化推進委員会が設置されることからその報酬について定めるもの、及び行政不服審査法の改正に伴い新設されます行政不服審査会委員の報酬について定めるもの、さらに統合中学校開校準備町民会議の新設に伴い報酬を定めるものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　31ページをお開きください。

　　　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

　　　別表１中、「農業委員会の会長」、「同委員」の次に、農地利用最適化推進委員については年額11万2,000円を、行政不服審査会会長については日額7,500円を、同委員については日額7,000円を、統合中学校開校準備町民会議会長については日額7,500円を、同委員については日額7,000円を報酬とするものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は平成28年４月１日から施行するものであります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　当然この条例が設定されればこの条例に基づいて支給されるわけなんですが、専門職等を有するような委員会、弁護士とか不動産鑑定士とか社会保険労務士とか税理士とか、いろいろといると思うんですが、そういった人を想定するものについては別な条例等を設けて、やはり実効性のあるようなことにすべきでないかと思うんですが、お伺いしたいと思います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　今回の内容については、農業委員会関係の農地利用最適化と情報公開の保護審査会、それから行政不服審査会、それから統合中学校の準備関係等であります。議員おただしの内容の行政不服審査会関係、先ほど委員の中身で弁護士等の話も出しておりますので、これらについては今回この金額でお願いするわけでありますが、今後これらの内容についても上部機関の県のほうとよく協議をしながらまた話し合いをしていきたいと考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　６番、鈴木吉信君。

○６番

　　　今ほど総務課長から説明あったわけなんですが、農業委員会の同委員15万2,300円、また同農地利用最適化推進委員11万2,000円、この中身、２つの委員会があるわけなんですが、まだ実際実施していないからわからないわけなんですが、聞くところによると、農業委員と推進委員、これの年間を通しての仕事の中身といったらば、かえって推進委員のほうが大変なのではないかという話もあるわけなんですが、どのような経過をたどってこのような案が出てきたのか、それに対してお伺いしたいと思います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　今ほど質問いただきました農地利用最適化推進委員につきましては、現場活動が主になっております。それにつきましては、日にちと活動日数、地区に行った座談会等を踏まえて日数を計算しまして、年報酬を算定しているところでございます。農業委員会につきましては、そこにプラス定例の会議がございますので、その会議合わせて金額で算定したところでございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　６番、鈴木吉信君。

○６番

　　　結構です。

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第17、議案第14号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第14号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、町長等の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第14号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　33ページをお開きください。

　　　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

　　　県人事委員会の勧告に基づきまして、町長等の期末手当の率の６月期については第３条第２項中の「147.5」を「150」に、12月期につきましては第３条第２項中の「157.5」を「160」に改めるものであります。

　　　附則といたしましては、この条例は、平成28年４月１日から施行するものであります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第14号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第18、議案第15号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第15号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、県の人事委員会の勧告に伴い、教育長の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第15号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　35ページをお開きください。

　　　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

　　　県人事委員会の勧告に基づきまして、教育長の期末手当の率を、６月期については第２条第２項中の「147.5」を「150」に、12月期につきましては第２条第２項中の「157.5」を「160」に改めるものであります。

　　　附則といたしましては、この条例について、平成28年４月１日からの施行をお願いするものであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　教育長の給与については特別職であっても職員に準じてなんですが、今回教育委員会の改正によって教育長も町長の直接任命になると思うんですが、前の条例の町長等の給与及び旅費に関する条例と一緒にするわけにはいかないんでしょうか。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これについて、教育長の内容につきましては９月で一応改正の予定となっておりますので、９月以降で町長ほかの条例のほうの改正もまたあるかと思います。

　　　以上であります。（「わかりました」の声あり）

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　　議案第15号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第19、議案第17号「柳津町文化、スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第17号「柳津町文化、スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、基金の活用方法を見直すため、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、公民館長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　公民館長。

○公民館長（登壇）

　　　議案第17号「柳津町文化、スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

　　　43ページをお開きください。

　　　柳津町文化、スポーツ振興基金条例の一部を次のように改正する。

　　　第１条中「文化スポーツ団体に助成するための資金を」を削る。これは、スポーツ団体と限定されている条文を削除いたしまして、広く活用するためであります。

　　　次に、第５条中「文化、スポーツ振興」を「基金の管理及び運用」に改めるものであります。これは、積立金の利子だけでなく元金も運用するためのものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は、平成28年４月１日から施行するものであります。

　　　以上でございます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　第１条中、文化スポーツ団体というところを削るということでございますが、このほかに助成する可能性のあるところということで、想定されるところはどこになりますか。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　公民館長。

○公民館長

　　　本来でありますと、スポーツ団体ということで限定されておりますが、例えば、スポーツと文化に対する後援会等にも補助できるというようなことがございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　よろしいですか。ほかにございますか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第17号「柳津町文化、スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第20、議案第18号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第18号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、地方税法及び行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第18号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」補足して説明いたします。

　　　45ページをお開きください。

　　　今回の税条例の主な改正内容といたしましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、長期かつ的確な納税の履行を確保するための観点から新たに納税者の申請に基づき換価の猶予をできることなど、国税における猶予制度が見直しされたことを受けて、地方税法の猶予制度においても、平成27年度の税制改正において、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情、さまざまなことを踏まえて国税と同様の見直しを行うものであります。

　　　第１条の一部を次のように改正するものであります。

　　　徴収猶予について、第８条から第17条まで次のように改めます。

　　　第８条については、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法について、第１項、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長をする場合において、猶予をする金額を分割納付、納入する方法について規定するものであります。

　　　第２項から第５項について、猶予する金額を分割して、納付、納入する際の分割納付、納入計画の策定や延長について規定するものであります。

　　　46ページをお開きください。

　　　第９条、徴収猶予の申請手続等についてであります。

　　　第１項、徴収の猶予について、災害事業の廃止により、一時納付、納入できない場合の申請者の記載事項を規定するものであります。

　　　第２項については、地方税法第15条の２第１項の規定によりまして、徴収の猶予の申請の添付書類を規定するものであります。

　　　第３項、地方税法第15条の２第２項の規定によります徴収の猶予において、法定納付期限から１年を経過した日以後に納付、納入すべき金額が確定した場合において、一時的に納付納入できない場合の申請書の記載事項を規定しております。

　　　第４項、地方税法第15条２の第２項及び第３項の規定により、徴収の猶予の申請者の添付書を規定するものであります。

　　　続いて、47ページであります。

　　　第５項、地方税法第15条の２第３項の規定により、徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項を規定するものであります。

　　　第６項、地方税法第15条の２第４項の規定により、徴収猶予期間の延長を申請する場合の申請書の添付書類を規定するものであります。

　　　第７項、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を申請する場合において、申請書または添付書類の記載に不備がある場合で、これらの書類の訂正を求める通知を受けた場合の訂正期限を20日と定めるものであります。

　　　第10条、職権による換価の猶予の手続等であります。

　　　第１項、職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、猶予する金額を分割納付、納入を規定するものであります。

　　　第２項についてであります。猶予する金額の分割納付、納入計画の策定や変更について規定するものであります。

　　　第３項については、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類のほか、町が必要に応じて提供を求めることができる書類を規定するものであります。

　　　第11条、申請による換価の猶予の申請手続等であります。

　　　第１項、徴収金の納付金から換価の猶予を申請する期間を、６月と定めたものであります。

　　　第２項、申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長をする場合、猶予する金額を分割納付、納入する方法を規定するものであります。

　　　第３項については、猶予する金額の分割納付、納入計画の策定や計画について規定するものであります。

　　　第４項、申請による換価の猶予後の申請書の記載事項を規定するものであります。

　　　続いて次のページ、第５項については、申請書の添付書類を規定するものであります。

　　　第６項については、申請書の記載事項を規定するものであります。

　　　第７項については、申請書または申請書添付書類について、不備があった場合に補正を行わなければならない期限を20日と規定するものであります。

　　　第12条の担保を徴する必要がない場合であります。申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がない場合を規定するものであります。

　　　第13条から第17条は削除といたします。

　　　続いて、第18条についての説明であります。

　　　行政不服審査法、行政不服審査法例の施行に伴い、「地方自治法」を「法」に改め、第18条の第２項以降の中の「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

　　　続いて、柳津町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを説明いたします。

　　　第２条、平成26年度条例第23号の改正で、法人税、町民税における公共的施設に係る規定を法人事業税と同様に書き下ろす形式となっております。

　　　続いて、附則といたしまして、この条例は平成28年４月１日より施行、また第２条で、新条例第18条の２の規定は、行政不服審査法施行前、平成28年３月31日までの不服申し立てについては改正前の条例に準ずる経過処置であるという内容となっております。

　　　以上、柳津町税条例の一部を改正する条例の改正であります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第18号「柳津町税条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで休議といたします。

　　　再開を１時といたします。（午後０時０１分）

○議長

　　　それでは議事を再開します。（午後１時００分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第21、議案第19号「柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第19号「柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第19号「柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」補足して説明をいたします。

　　　51ページをお開きください。

　　　今回の固定資産評価審査委員会条例の改正の内容といたしましては、行政不服審査法が平成26年６月13日公布、行政不服審査法例が平成27年11月26日公布され、いずれも平成28年４月１日から施行されることに伴うものでございます。

　　　第４条、審査の申出につきましては、第２項、地方税法及び行政不服審査法の改正に伴う記載事項の整理であります。

　　　第１号に居住の記載事項に加え、第２項以下に繰り下げをしております。第２号に審査申出に係る処分内容の記載を追加するものです。

　　　第３項、行政不服審査法の改正に伴う引用条例の変更になります。

　　　第６号は新設で、審査申出人の資格喪失の届け出規定を追加するものであります。

　　　第６条、書面審理につきましては、第２項、第３項を繰り下げし、新たに第２項に書面のオンラインに係る規定を追加し、第３項、弁明書の副本等の送付の例外規定を削除するものです。

　　　第５項に新たに「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。」を加えております。

　　　第14条、語句の整理をし第16条とし、第13条を第15条と改めるもの、同じく第12条を第14条と改めます。

　　　第11条の決定の策定につきまして、地方税法において読みかえして準用する。行政不服審査法第50条に準じ、記載事項等を整備し、第13条と改めるものであります。

　　　52ページをお開きください。

　　　第10条、疑義についての聴取につきまして、第１項中条例改正に伴う引用条文を変更し第12条に改め、新たに第10条、第11条を次のように加えます。

　　　新たに第10条、手数料の額等につきましては、行政不服審査法の規定に基づき納付しなければならない手数料が別に柳津町行政不服審査法関係手数料条例を定め、それを引用するものです。

　　　新たに、第11条、手数料の減免につきましては、第10条で引用する柳津町行政不服審査法関係手数料の減免について規定したものであります。

　　　続いて、附則について説明いたします。

　　　この条例は平成28年４月１日より施行いたします。また、新条例につきましては、平成28年度以降の年度分の固定資産税審査申し出に適用し、平成28年４月１日以降の申し出を除き、平成27年度分までの固定資産審査申し出については改正前の条例に準ずるものであります。

　　　以上、税条例の一部を改正する条例の主な内容であります。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第19号「柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第22、議案第20号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第20号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、地域密着型通所介護が創設され、国の運営基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　町民課長。

○町民課長（登壇）

　　　議案第20号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

　　　54ページをお開きください。

　　　定員が18人以下の小規模な通所介護サービスにつきまして、平成28年４月１日から国の運営基準が改正されて県の指定から町が指定する地域密着型通所介護に移行されることに伴い、町の関係条例について改正を行うものであります。

　　　改正内容といたしまして、第３章の２、地域密着型通所介護でありますが、こちらは第１節から第５節を追加する内容となっております。

　　　55ページをお開きください。

　　　第１節、基本方針では、第60条として指定地域密着型サービスの基本方針を定めるものであります。

　　　第２節、人員に関する基準では、第60条の２及び57ページの第60条の３として、従業員の員数等人員に関する基準を定めております。

　　　57ページをお開きください。

　　　第３節、設備に関する基準では、第60条の４として、食堂、機能訓練室等や消火設備等の設備に関する基準を定めています。

　　　58ページの第４節、運営に関する基準では、第60条の５から第60条の19まで運営規程や勤務体制の確保、事故発生時の対応などの運営に関する基準を定めるものであります。

　　　63ページをお開きください。

　　　下のほうになりますが、第５節については、第１款から第４款まで、第60条の20から第60条の37までとなりますが、指定療養通所介護の人員、設備、運営に関する基準が定められており、基本方針、従業員の員数、利用定員、設備及び備品、緊急時の対応などの内容になっております。

　　　70ページをお開きください。

　　　下段にあります、第65条第１項中、以下の改正条文につきましては、介護保険法の改正に伴う参照法令番号の改正及び文言の改正、準用の改正をするものであり、今回の改正により不要となった条項については削除を行うものであります。

　　　74ページとなりますが、附則といたしまして、この条例は平成28年４月１日から施行するものであります。

　　　以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第20号「柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第23、議案第21号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第21号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、地域密着型通所介護が創設され、国の運営基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　町民課長。

○町民課長（登壇）

　　　議案第21号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」補足してご説明申し上げます。

　　　76ページをお開きください。

　　　本条例の改正については、前の議案第20号と同様、国の運営基準が改正されたことによりまして改正を行うものであります。

　　　第９条の改正については、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員を定めておりますが、今回、介護保険法の改正に伴い、参照法令の番号改正されるものであります。

　　　第39条の改正については、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者について、地域との連携等を定めており、新たに３つの項を追加するものであります。内容としましては、利用者の家族や地域住民の代表者、町職員等で構成される運営推進会議の設置、記録の公表、利用者に対する努力義務を定めるものであります。

　　　77ページをお開きください。

　　　第40条については、記録の保存期間を定めていますが、今回新たに第39条で定めたところの事業者における報告、評価、助言等の記録について１つの号を追加するものであります。

　　　第62条については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の地域との連携等が定められていましたが、第65条の準用規定において読みかえることにより不要となったため削除するものであります。

　　　第85条については、参照先の改正をするものであり、第86条については準用となっており、読みかえ規定の改正となっております。

　　　附則として、この条例は、平成28年４月１日から施行する。

　　　以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第21号「柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第24、議案第22号「柳津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第22号「柳津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第22号「柳津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について」補足して説明をいたします。

　　　79ページをお開きください。

　　　柳津町暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

　　　第２条第７号中「法第32条の２第１項」を「法第32条の３第１項」に改める。

　　　暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の改正に伴い、引用条例を改正するものであります。

　　　附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第22号「柳津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第25、議案第23号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第23号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、齋藤清美術館運営協議会の委員数を変更するため、所要の改正を行うものであります。

　　　なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　教育課長。

○教育課長（登壇）

　　　議案第23号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」補足してご説明いたします。

　　　81ページをお開きください。

　　　やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を次のように改正する。

　　　美術館運営協議会の委員の構成人数を規定している条例でありますが、第14条第２項中「６人」を「７人」に改める。

　　　附則といたしまして、この条例は、平成28年４月１日から施行する。

　　　以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第23号「やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第26、議案第24号「農業委員会委員の選任について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第24号「農業委員会委員の選任について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、農業委員会委員の任期が平成28年３月31日をもって任期満了となること、また農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、委員については選挙等によって決定しておりましたが、法改正により委員の任命方法については市町村長が議会の同意を得て任命することとなったことから、提案するものであります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　暫時休議いたします。（午後１時２０分）

○議長

　　　議事を再開します。（午後１時２１分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　説明を求めます。

　　　町長。

　○町長（登壇）

　　　ただいまお手元にお配りいたしました９名の選任につき、農業委員会等に関する法律及び同法施行規則の規定により議会の同意を求めるものであります。

　　　農業委員会等に関する法律第８条第５項ただし書き及び同法施行規則第２条第１項第２号の規定を適用し、以下のとおりとする。

　　　１、住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津字安久津乙67番地。氏名、戸倉幹雄。生年月日、昭和24年５月12日生まれ。

　　　２、住所、福島県河沼郡柳津町大字細八字池ノ尻乙2126番地。氏名、小林一栄。生年月日、昭和30年１月14日生まれ。

　　　３、住所、福島県河沼郡柳津町大字藤字古市1362番地。氏名、齋藤　健（認定農業者）。生年月日、昭和32年８月13日生まれ。

　　　４、住所、福島県河沼郡柳津町大字猪倉野字馬場丙574番地。氏名、岩佐　傳。生年月日、昭和26年２月21日生まれ。

　　　５、住所、福島県河沼郡柳津町大字郷戸字石神甲９番地。氏名、齋藤明彦（認定農業者）。生年月日、昭和38年11月12日生まれ。

　　　６、住所、福島県河沼郡柳津町大字琵琶首字居平75番地。氏名、鈴木長一郎（認定農業者）。生年月日、昭和23年11月３日生まれ。

　　　７、住所、福島県河沼郡柳津町大字黒沢字前原11番地。氏名、伊藤栄一。生年月日、昭和23年２月６日生まれ。

　　　８、住所、福島県河沼郡柳津町大字四ツ谷字下宮ノ原1997番地。氏名、小島利則。生年月日、昭和32年11月12日生まれ。

　　　９、住所、福島県河沼郡柳津町大字柳津家ノ北丙77番地５。氏名、飯塚勝己（中立的な立場）。生年月日、昭和28年３月16生まれ。

　　　以上、９名の同意を求めるものであります。

　　　なお、要件といたしまして、認定農業者等の数が委員の過半数を占めることとされておりますが、今回９名のうち認定農業者は３番、５番、６番の３名となっておりますので、法第８条第５項ただし書きの規定により、地域内の認定農業者数が委員の定数の８倍を下回っている場合には、規則により委員の少なくとも４分の１を認定農業者とすることについて、議会の同意が得られれば認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないとされておりますので、あわせて議会の同意につきましてよろしくお願いをいたします。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第24号「農業委員会委員の選任について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第27、議案第25号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第25号「指定管理者の指定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、琵琶首地区集会施設の管理運営を行うに当たり、指定管理者を指定するために提案するものであります。

　　　なお、詳細につきましては、公民館長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　公民館長。

○公民館長（登壇）

　　　83ページをお開きください。

　　　議案第25号「指定管理者の指定について」補足してご説明申し上げます。

　　　これは、琵琶首地区集会所施設管理運営を行うに当たり、地方自治法第244条の２第６項及び柳津町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第３条の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

　　　１　施設の名称及び住所、琵琶首地区集会所、柳津町大字琵琶首字居平地内。

　　　２　団体の名城、琵琶首区長　鈴木東作。

　　　３　指定の期間、平成28年４月１日から平成38年３月31日。

　　　以上でございます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第25号「指定管理者の指定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第28、議案第26号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の策定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第26号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の策定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、柳津町議会基本条例第８条第１項の規定に基づき、柳津町振興計画基本計画の議決を求めるものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第26号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の策定について」補足して説明をいたします。

　　　柳津町振興計画につきましては、町の将来像とそれを実現していくために取り組んだもので、最も上位に位置する計画であります。平成23年度から平成32年度まで、10カ年計画であります。その中の基本計画につきましては、前期５カ年、平成23年から平成27年となっており、今年度が最終年度となっていることから、後期５年間、平成28年度から平成32年度までの計画を策定するものであります。町振興計画審議会において素案説明を実施し、ご意見を賜り、11月６日開催の審査会において諮問し、１月20日に原案が適当であるとの答申をいただいたところであります。

　　　基本構想で定めている町の将来像と６つの基本政策を実現していくため、基本計画では、28の重点施策、105の基本事業を掲げ、取り組みを具体化しあらわしております。数字によるわかりやすい目標を設定しております。

　　　計画の詳細については、議会の全員協議会でご説明したとおりであります。

　　　柳津町議会基本条例の規定により、本計画の提出により議会の議決をお願いするものであります。

　　　以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第26号「柳津町振興計画基本計画（平成28年度～平成32年度）の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第29、議案第27号「柳津町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第27号「柳津町過疎地域自立促進計画の策定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、議決を求めるものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第27号「柳津町過疎地域自立促進計画の策定について」補足して説明をいたします。

　　　本計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づいて策定しているところでございまして、過疎地域での都市部との格差是正を図り、自立促進することを目的に、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、保健福祉の向上、医療の確保、教育の振興などの事業計画を盛り込んで計画策定しているところであります。

　　　本計画の策定するメリットでございますが、事業を行う際、財政上の支援措置といたしまして、過疎対策事業債を活用して事業実施が可能なことであります。この過疎対策事業債でございますが、町負担額の100％を充当可能として、返済額の70％が地方交付税に算入される、大変財政的に有利な地方債であります。

　　　本町においては、町内全域が過疎地域として指定されておりまして、現在、計画が本年度最終年度となりますことから、平成28年度から平成32年度までの５カ年間を期間とする新たな計画案を策定し、本年２月22日付で県知事との協議が調いましたので、本計画を提出し、議会の議決をお願いするものであります。

　　　以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第27号「柳津町過疎地域自立促進計画の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第30、議案第28号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第28号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、辺地に係る共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律の規定により、議決を求めるものであります。

　　　なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　総務課長。

○総務課長（登壇）

　　　議案第28号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」補足して説明いたします。

　　　本計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところでございます。

　　　辺地地域の生活、文化水準等の格差是正を図るため、交通体系、教育文化、生活環境の整備、産業の振興等の整備促進をすることを目的とし、策定しているところであります。

　　　本計画を策定するメリットでございますが、公共施設の整備を行う際の財政上の特別措置としまして、辺地対策事業債を活用し事業実施が可能なことがあります。

　　　この辺地対策事業債でございますが、町負担額の100％充当可能であり、返済額の80％が地方交付税に算入される最も有利な地方債であります。現在の計画が本年度最終年度となりますことから、猪鼻、麻生、西山西部、西山東部、４つの辺地区域について、平成28年度から平成32年度までの５カ年を期間としております新たな総合計画を策定し、本年２月17日付県知事と協議が調いましたので、本計画を提出し、議会の議決をお願いするものであります。

　　　よろしくお願いいたします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　議案第28号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第31、議案第29号「町道路線の廃止について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第29号「町道路線の廃止について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、道路法の規定に基づき、町道の廃止について提案するものであります。

　　　なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　建設課長。

○建設課長（登壇）

　　　議案第29号「町道路線の廃止について」補足して説明申し上げます。

　　　道路法第10条第３項の規定により、別紙のとおり廃止するものとする。

　　　88ページを願いします。

　　　町道廃止調書。

　　　路線番号、1035。路線名、下平細越線。起点、大字細八字下平49。終点、大字細八字清水尻甲21。道路幅員、２メートルから5.2メートル。道路の延長、293.2メートルでございます。

　　　この町道の廃止につきましては、ＪＲ東日本より第４種踏切の廃止についての協議がありました。柳津町においては、下原踏切、石生踏切、第１古屋敷踏切の３カ所が該当しており、地元地区との協議の結果、下原踏切については利用者がいないので廃止することとなりました。下原踏切の廃止により、町道下原細越線が線路を挟んで起点側と終点側に分断されることにより、新たに２つの路線として認定したいため、今回廃止するものであります。

　　　次の89ページにつきましては、廃止する路線の路線図であります。

　　　以上でございます。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第29号「町道路線の廃止について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第32、議案第30号「町道路線の認定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第30号「町道路線の認定について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、道路法の規定に基づき、町道の認定について提案するものであります。

　　　なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　建設課長。

○建設課長（登壇）

　　　議案第30号「町道路線の認定について」補足して説明申し上げます。

　　　道路法第８条第２項の規定により、別紙のとおり認定するものとする。

　　　91ページをお願いします。

　　　町道認定調書。

　　　路線番号、1033。路線名、下平細越線。起点、大字細八字下平乙235-2。終点、大字細八字清水尻乙514-1。道路幅員、２メートルから4.5メートル。道路の延長、216.2メートル。

　　　路線番号、1035。路線名、下原踏切前線。起点、大字細八字下平49。終点、大字細八字下平乙234-2。道路幅員、3.7メートルから5.2メートル。道路の延長、64.8メートル。

　　　この町道の認定につきましては、議案第29号において廃止した町道下原細越線について、新たに２つの路線として認定するものであります。

　　　次の92ページにつきましては、新たに認定する路線の路線図であります。

　　　以上です。よろしくお願いします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　踏切廃止に伴う廃と再認定ということだと思うんです。確かにこのようにすればすっきりはするとは思うんですが、踏切の廃止だけであれば、一番問題となります供用開始、結局交付税なり、あるいは管理責任等が問われる供用開始の告示行為だけでも済むのではないかとも思ったわけなんですが、これを見ますと、起点は同じですが終点が変わっているから、いわゆる延長が変わったから、これはこういう議会の同意を必要とする認定行為に至ったのか、お伺いしたいと思います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　建設課長。

○建設課長

　　　道路法の認定及び廃止につきまして、国の通達があります。その中で、路線の変更の手続によることができるのは廃止する旧路線と認定する新路線の間に大改正があることを要するのであるから、大改正が認められない次の２つの場合には路線の変更の手続によることはできず、旧路線の廃止と新路線の認定という２つの手続を要する。

　　　１つ目でございます。起点もしくは終点、そのいずれもが変更する場合。

　　　もう一つでございますが、２つ以上の路線を合わせて１つの路線とする場合、または１つの路線を分割して２つ以上の路線とする場合。これについては廃止及び新しい認定が必要だということになっております。

　　　以上です。

○議長

　　　ほかにございませんか。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第30号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで休議といたします。

　　　再会を２時10分。（午後１時５６分）

○議長

　　　それでは議事を再開いたします。（午後２時１０分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　日程第33、議員提出議案第１号「柳津町議会全員協議会規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

　　　提案者に趣旨説明を求めます。

　　　９番、磯部雄君。

○９番（登壇）

　　　議員提出議案第１号「柳津町議会全員協議会規程の一部を改正する訓令について」趣旨説明をいたします。

　　　本案は、柳津議会基本条例前文に規定する透明性の確保及び同条例第４条の町民参加のための議会活動に関する情報公開の規定に基づき、会議の公開について新たに規定するため、柳津町議会全員協議会規程を一部改正するものです。

　　　以上であります。

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　議員提出議案第１号「柳津町議会全員協議会規程の一部を改正する訓令について」は、ただいまの説明のとおりですので、質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　本議会の各常任委員会は、４月から５月に所管事務調査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、ただいまのとおり決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

　　　議案第53号「工事請負契約の変更について」町長から提出されました。

　　　お諮りいたします。

　　　これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議案第53号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

　　　お諮りいたします。

　　　本日の議事日程に、議員提出議案第２号「無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について」、議員提出議案第３号「看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について」、議員提出議案第４号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について」、議員提出議案第５号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を、それぞれ追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議員提出議案第２号、議員提出議案第３号、議員提出議案第４号、議員提出議案第５号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　追加日程第１、議案第53号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第53号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

　　　本案は、柳津町Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館等の改修工事について、改修内容に変更が生じたため提案をするものであります。

　　　なお、詳細につきましては、公民館長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いを申し上げます。

○議長

　　　補足説明を求めます。

　　　公民館長。

○公民館長（登壇）

　　　追加議案第53号をごらんください。

　　　工事請負契約の変更について、補足してご説明申し上げます。

　　　平成27年11月11日契約の柳津町Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館等改修工事請負契約の事項中下記のとおり変更したいので議会の議決を求めるものであります。

　　　記。

　　　変更すべき事項。１　契約金額、金5,201万7,120円であります。これは当初の請負金額4,860万円から、機材の移設、新設、敷設工事等が必要になり、5,201万7,120円に341万7,120円増額が見込まれるためのものであります。

　　　以上、よろしくお願いします。

○議長

　　　これより質疑を許します。

　　　　　　　　　（「質疑なし」という声あり）

○議長

　　　これで質疑を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第53号「工事請負契約の変更について」原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　追加日程第２、議員提出議案第２号「無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について」を議題といたします。

　　　提案者に趣旨説明を求めます。

　　　９番、磯部雄君。

○９番（登壇）

　　　議員提出議案第２号「無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について」趣旨説明をいたします。

　　　本案は、防災性の向上、安全で快適な通行区間の確保及び景観形成などにより、地域住民生活環境の改善及び地域活性化のため、法律案の早期成立について意見書を提出するものであります。

　　　以上でございます。

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　議員提出議案第２号「無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について」は、ただいまの説明のとおりでありますので、質疑を省略して原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　追加日程第３、議員提出議案第３号「看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について」を議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　議員提出議案第３号「看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について」は、内容を具備しており、先ほど産業厚生常任委員長より採択の報告がありますので、提案者の説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　追加日程第４、議員提出議案第４号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について」を議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　議員提出議案第４号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありますので、提案者の説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　追加日程第５、議員提出議案第５号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　議員提出議案第５号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」は、内容を具備しており、先ほど産業厚生常任委員長より採択の報告がありますので、提案者の説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

○議長

　　　以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎閉会の議決

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、平成28年第１回柳津町議会定例会を閉会といたします。

　　　長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでございました。（午後２時２５分）

　　　会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

　　　　柳津町議会　　議　　長　　　伊　　藤　　昭　　一

　　　　　同　　　　　議　　員　　　荒　　明　　正　　一

　　　　　同　　　　　議　　員　　　伊　　藤　　　　　毅

　　　　　同　　　　　議　　員　　　磯　　部　　　　雄